

大阪での「日の丸・君が代」強制と不起立処分

「望ましい形」の強要と「思想・良心の自由」を守る取り組み

国旗国歌法制定後初めての2000年度卒業式に大阪府教委は卒・入学式時の「尊重義務はない」としていた政府見解を無視して、「望ましい形」（①壇上に国旗掲揚、②式次第に「国歌斉唱」を明記、③全員起立して斉唱）の実施を全学校に強制してきました。この年からこの形式は府下でほぼ100%の実施率となりましたが、実際には「日の丸」は式場外での掲揚、「君が代」は「式前」のテープ演奏、「起立・斉唱は自由です」等の「思想・良心の自由」の告知などの形で抵抗が続けられました。翌年以降、府教委は「望ましい形」に加え、「良心の自由」についての事前説明を禁止する新たな「指導」を始めました。

2001年度の卒業式では、式の中で「歌う・歌わない、退出する・退出しないは皆さんの良心に従って判断して下さい」などの発言をした教員2名が「戒告処分」を受けました。その後、処分を受けた教員が処分撤回の訴訟を起こし、2009年の大阪高裁では、「『唄う』という行為は個人にとって情感を伴わざるを得ない積極的身体的行為であるから、これを強要されることは、内心の自由に対する侵害となる危険性が高い。したがって、君が代を斉唱しない自由も尊重されるべきである。」との判決が下り、多くの教職員を勇気づけました。

大阪で例を見ない「7点指示」を出した枚方市教委

枚方市教委は、2002年12月に「日の丸」の式場舞台への掲揚、教職員への「君が代」起立斉唱とピアノ伴奏等を徹底する「7点指示」を出しました。さらにその実施状況をチェックするために不起立教職員の名前と理由を調査しました。これらの強制は大阪では例を見ないものでした。大阪での強制

を押しとどめるために、枚方の「7点指示」に反対することが重要でした。不起立教職員調査に対しては、枚方の市民・教員が住民監査請求から訴訟へと運動を拡大し、ついに2007年12月には大阪高裁で個人情報保護条例違反の判決を勝ち取りました。

橋下知事の登場で不起立者への職務命令・処分に踏み込んだ府教委

大阪での強制が新たな段階に入ったのが、橋下知事が登場してからです。2007年門真市立中学校で、大阪で初めての不起立処分が出され、それをきっかけにして大阪府議会で不起立教職員の多い学校が「課題のある学校」として追及されました。2008年からは、大阪立学校でも不起立処分が始まり、2009年度以降、毎年「戒告処分」が出ています。

年度	処分内容	
07年度卒業式	門真市立中学	文書訓告2名(内、校長1名) 嚴重注意7名
08年度卒業式	府立高校・支援学校	嚴重注意36名(内、校長2名)
09年度入学式	府立高校	嚴重注意9名(内、校長1名)
09年度卒業式	府立高校	戒告処分4名
10年度卒業式	守口市立中学	戒告処分1名
11年度入学式	府立高校	戒告処分2名

不起立処分の行き着く先は 子どもたちへの強制

大阪の小中学校では、厳しい圧力の中で不起立教職員は激減していきました。市町村教委は、次の攻撃として子どもたちに「日の丸・君が代」を直接浸透させようとしています。大阪市・堺市・大東市教委では「国旗常時掲揚」が始められ(6月以降全府立学校でも実施)ました。特に大阪市教委は、全ての学校で教員に「君が代」ピアノ伴奏を強制し、「大きな声で歌う」指導を徹底させようとしています。